

## 令和5年度HYOGO人権啓発動画コンテスト応募要領

この応募要領（以下「本要領」といいます。）は、兵庫県が主催する「人権啓発動画コンテスト」（以下「本コンテスト」）の応募に関する諸条件を定めるものです。本要領の内容をご確認の上、同意いただける場合に限り、ご応募ください。なお、本コンテストにご応募いただいた時点で、本要領への同意があったものとみなします。

### 1 目的

近年、少子・高齢化、国際化、情報化の急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化などに伴い、人権課題もますます多岐にわたり、複雑化しています。インターネットによる人権侵害、職場や学校でのハラスメント・いじめ等の課題に加え、外国人や性的少数者の人権、さらに近年では新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷や差別的な扱いなどが、大きな課題となっています。

こうした現状にあって、「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げる国連の持続可能な開発目標（SDGs）の理念のもと、全ての人々が互いの違いを認め、尊重し、助け合うことのできる共生社会の実現にむけた取組をさらに充実させていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、本県では、県内各市町、人権関係諸団体はもとより県民の参画と協働のもと、「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に基づき、「人権文化をすすめる県民運動」を推進し、人権啓発事業を積極的に展開しています。

そして、私たち一人ひとりがお互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重が自然に態度や行動として表れるよう、創意工夫をこらした啓発活動を推進することとしています。

そこで、このたび県民参加型啓発事業として、県民（特に若年層）の人権問題に対する理解促進・普及啓発を図ることを目的とする本動画コンテストを実施します。

### 2 応募作品のテーマ

作品テーマ「インターネットによる人権侵害の防止」

作品テーマに関するものであれば、内容は自由です。

視聴者（県民の皆様）が、インターネットによる人権侵害について考えるきっかけになるような動画作品を募集します。

### 3 応募作品の規格

- (1) 15 秒以上 30 秒以内の作品。
- (2) 作品の拡張子は、MP4、WMP、MOV のいずれかで作成してください。
- (3) 作品の表現方法（実写、アニメーション、CG、写真スライド等）は問いません。
- (4) 作品はオリジナルであり、未発表のものに限ります。
- (5) スマートフォンで撮影する場合、カメラは必ず横向きで撮影してください。
- (6) 光や映像、特に鮮やかな赤の点滅、コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換は1秒間に3回を越える使用を禁じます。また規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることも避けてください。
- (7) 作品中の言語表現は日本語とし、字幕を付与してください。

#### 4 スケジュール

- (1) 応募期間：令和5(2023)年7月3日(月)から同年10月13日(金)まで
- (2) 結果発表：令和5(2023)年11月(予定)

#### 5 応募資格

本コンテストへの応募資格は以下のとおりとします。

兵庫県内に在住、通学している学生(中学生・高校生・大学生・専門学校生等)個人、グループは問わない。何点でも応募可

#### 6 応募方法

- (1) 作品のデータをCD-RもしくはDVD-Rに保存の上、応募票を添えて、郵送または持ち込みで提出してください。
- (2) 応募いただいた情報に不備がある場合は、選考の対象外となる場合がございますのでご注意ください。  
※応募作品に音源を使用する場合は、著作権フリー素材であるかをご確認ください。自分たちで市販の楽曲を歌唱、演奏等される場合も、著作権をよくご確認ください。

#### 7 審査方法

- (1) (予備審査) 応募された動画が、著作権、肖像権、各種法令及び本コンテスト要領が守られており、人権侵害の防止に関する動画として適切な物であるか事務局にて審査します。
- (2) (本審査) 人権啓発や広報に関する専門家で構成する審査委員会による審査で決定します。

#### 8 審査基準

受賞作品の選定は、主に次の項目を審査します。審査の過程は非公表とします

- (1) 本コンテストの趣旨に沿った、人権侵害の防止に資する内容であること。
- (2) 視聴者が惹きつけられ、啓発効果が期待される内容であること。
- (3) 視聴者の動機付け(ネット上の軽率な書き込みはやめようなど)になる内容であること。
- (4) 著作権、肖像権等の法令及び本要領が守られていること。

#### 9 表彰等

- (1) 最優秀賞                   1作品   賞状及び副賞
- (2) 優秀賞                    2作品   賞状及び副賞
- (3) 佳作                       4作品   賞状及び副賞

※審査の結果、該当作品がない場合や予定の点数に満たない場合があります。

#### 10 入賞作品の発表

入賞者の発表は、兵庫県HP上で行います。応募作品のタイトル、概要の紹介とともに、応募用紙にご記入頂いた名前を掲載します。なお、入賞者には、別途、入賞のメールを送信いたします。

## 11 受賞作品の活用方法

受賞作品は、受賞者の方の許可を得た上で、兵庫県及び関係機関が発行する各種印刷媒体、Web サイト、イベント等での上映など、広く普及啓発に利用します。

## 12 注意事項

- (1) 応募作品は未発表のものに限ります。重複応募の場合は入賞を取り消します。
- (2) 誤ってご応募された際は、速やかに事務局までお問い合わせください。
- (3) 撮影をする際は、必ず安全を確保した上で撮影を行ってください。ドローン等の無人航空機を使用した撮影につきましても、撮影場所の管理者に事前に確認した上で、その指示に従ってください。
- (4) 応募作品は、応募者本人またはグループが撮影したオリジナルのものに限ります。
- (5) 本コンテストへの応募は無料ですが、作品の製作等にかかる一切の費用については、応募者の自己負担となります。
- (6) 応募作品の著作権は、応募者に留保されます。ただし、応募者は、兵庫県に対し、利用範囲・期間・方法の制限なく、サブライセンス及び譲渡の可能な利用権を無償で付与するものとします。なお、兵庫県は、当該利用権に基づき、ご応募いただいた動画を、適宜編集・加工した上で、兵庫県サイト、公式 Facebook、その他制作物等に使用することがあります。
- (7) 応募作品に応募者本人またはグループメンバー以外の方が映っている場合及び応募者以外の方が権利を有するデザイン、音楽等を使用する場合には、必ず事前に権利者の同意、許諾等（以下「同意等」といいます。）を得た上でご応募ください。音源を使用する場合にも、同意等を得た上でご応募ください。
- (8) 応募作品の選考状況、選考結果に関するお問合せには応じかねます。

## 13 禁止事項

次に該当する又はそのおそれのある動画は、ご応募いただけません。

- (1) 公序良俗及び法令等に反する行為が撮影された動画又は撮影行為そのものが公序良俗及び法令等に反する動画
- (2) 犯罪行為に結びつき又はこれを助長する動画
- (3) 兵庫県（本コンテスト、本サイト）又は第三者の名誉、権利を侵害する動画
- (4) 第三者の個人情報の開示やプライバシー侵害にあたる動画
- (5) 兵庫県（本コンテスト、本サイト）または第三者を誹謗、中傷する動画
- (6) 選挙運動もしくは特定の政治・思想活動を行い又は助長する動画
- (7) 猥褻的、暴力的その他一般の方が不快に感じる動画
- (8) 自己または第三者の営利公告を行う動画
- (9) 他のコンテスト、キャンペーン等に応募しているまたは過去に応募したことがある動画
- (10) 商用利用されている動画
- (11) その他前各号に準じるものとして、当局が本コンテストの趣旨にふさわしくないと判断した動画

※入賞賞品の換金及び権利の譲渡はできません。

※第三者からの異議の申出等により、応募者又は応募作品が上記応募資格、注意事項又は禁止事項に違反していることが判明した場合、兵庫県は、事前に応募者に通知等することなく選考の対象から除外、または受賞を取り消します。

14 個人情報の取り扱いについて

ご応募いただいた個人情報は厳正に管理し、応募者への確認の連絡、当選者への連絡等本コンテストの実施・運営にのみ使用します。

15 コンテストに関してのお問い合わせ先

公益財団法人兵庫県人権啓発協会

16 参考情報

動画を制作する際の参考情報として、以下のサイトをご参照ください。

- ・ 人権啓発コンテンツ（法務省）  
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>
- ・ 人権チャンネル（（公財）人権教育啓発推進センター）  
<https://www.youtube.com/jinkenchannel>
- ・ 動画コンテンツ（総務省）  
[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/movie-library/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/movie-library/)
- ・ プロバイダ責任制限法Q & A（総務省）  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/ihoyugai\\_04.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai_04.html)
- ・ インターネット上の人権侵害をなくしましょう（法務省）  
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- ・ 若者発！人権啓発映像コンテンツ発信事業（徳島県）  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/jinken/5030100/>
- ・ SNSトラブル防止動画コンテスト（東京都）  
[https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/chian/yugai-hogo/sns\\_douga\\_contest/index.html](https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/chian/yugai-hogo/sns_douga_contest/index.html)